

山形県木材産業協同組合から公募事業のお知らせ

= 外構部の木質化支援情報 =

建築工事業等の事業者向け

【令和5年度「外構部等の木質化対策支援事業」(外構実証型事業)】

林野庁補助事業(全国木材協同組合連合会が事業主体):非住宅・住宅の外構部において、屋外で長期間使用することが可能な木塀等の設置に助成する事業です。

事前申込みの受付: 5月16日(火) ~ 5月30日(火)

250件規模で、設定規模になりしだい【受付終了】 申込は→Web申請です

事業申請受付: 6月16日(金) ~ 6月26日(月)

※詳細については、以下のHPで事前申請ガイド等をご確認願います。

→ <https://www.kinohei.jp/gaikogata/>

【対象となる物件は!】

- ・塀: 木材の使用量が延長(m)当り0.04m³以上かつ合計0.4m³以上であること
- ・デッキ: 木材の使用量が床面積(m²)当り0.05m³以上かつ合計0.5m³以上であること
- ・基礎を施工するなどして、屋外に固定され、容易に持ち運びができないこと

【助成の条件は!】

・**申請者**は、対象施設を施工する工務店、建築・建設業者等(建設業法に基づく、「土木工事業」「建築工事業」、「大工工事業」及び「造園工事業」に係る許可を有する者等(各種資格確認必要))

・**使用する全ての木材**はクリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材を使用すること

①地際に接する部材等

: JAS規格の性能区分K4またはAQ1種認証材等

②強度保持必要部材等

: JAS規格の性能区分K3またはAQ2種認証材等

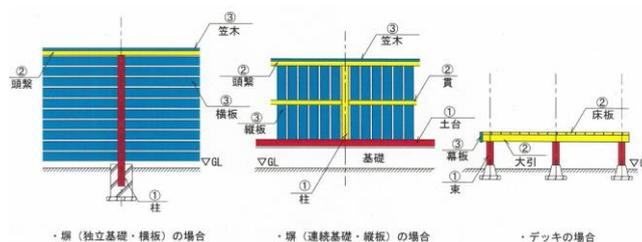
③強度負荷少ない材等

: 木材保護塗料(WP: JASS18 M-307 適合品)等

※その他: 建物と基礎が異なり構造的に自立していることや、建物からの間隔、基礎など制限あり。

※ウッドデッキは標準仕様があり詳細確認必要(束、大引、根太などの間隔等)

・採択前(施工着手)不可。国、地方公共団体等の補助事業との併用不可となっています。



事前に【山形県木材産業協同組合】事務局までお問い合わせ願います
連絡先: 023-666-4800 e-mail: yamawood@mokusankyo.com